

令和8年1月1日から 林野火災注意報・警報の運用がはじまります

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市における林野火災を受け、林野火災予防を目的に**林野火災注意報・林野火災警報**の運用を開始します。



林野火災注意報

林野火災の予防上「注意」が必要と判断される気象状況になったときに発令します。市内において火入れ・たき火など、火の使用を控えてください。(努力義務)

林野火災警報

林野火災の予防上「危険」と認める気象状況になったときに発令します。市内において火入れ・たき火など、火を使用することができません。(罰則のある義務)

火の使用制限に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。

火入れ・たき火の例

小枝・枯葉の焼却	稲わら・あぜ草の焼却	たき火台でのたき火	キャンプファイヤー	キャンプ場での屋外調理

火入れ・たき火のほか、林野火災注意報・警報が発令されているときは、
・花火の使用・可燃物の近くでの喫煙・山林などでの喫煙が制限されます。



林野火災注意報・警報の発令・解除時は、防災行政無線の放送とメールなどでお知らせします。



火入れ・たき火などの野外焼却をするときは、事前に下記署所へご連絡ください。※林野火災警報発令時は、これらは実施できません

消防署：22-3167 中津良出張所 27-1126 生月出張所 53-2580
田平出張所 57-0440 大島出張所 55-2040



みなさまのご理解とご協力を
お願いいたします。



(平戸市ホームページ)

問合せ先
平戸市消防本部 予防課
TEL 22-3167